

## 八王子市フードパントリー運営費補助金交付要綱

令和3年(2021年)4月1日施行  
改正 令和4年(2022年)4月1日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内で生活困窮者等に対して食料提供を行う「フードパントリー(食の中継地点)」において、食料の提供などの支援を行うと同時に生活の状況や食以外の困りごと等について話を聴き、相談支援窓口を利用していない生活困窮者を適切な相談支援機関等につなぐための支援(以下「フードパントリー事業」という。)を推進させることで、生活困窮者を早期に発見し、早期自立に向けた支援につなげることを目的とする。

### (交付対象)

第2条 市と食料支援活動に関する確認書を締結し、市内で食料支援活動を実施しており、フードパントリー事業を行う拠点に対して食料提供等の支援を実施する者とする。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付を受ける者は次の各号に掲げる事業を全て実施することとする。  
(1) フードパントリー事業を行う拠点に対して、安定的な運営ができるように食料の確保・提供を行うこと  
(2) 緊急的に食料が必要な生活困窮者に対し、市と連携して食料支援を行うこと

### (補助対象経費及び補助率)

第4条 本補助金は第3条に定める補助対象事業を行う場合に要する経費の内、別表に定める経費及び補助率とし、予算の範囲内で交付する。  
また、本補助金以外に他事業の補助金又は助成金等の交付を受けている場合は重複する補助対象経費を除く。

### (交付の条件)

第5条 本補助金の交付にあたっては、別記補助条件を付して行うものとする。

### (交付申請)

第6条 本補助金の交付にあたっては、別に定める期日までに八王子市フードパントリー運営費補助金交付申請書(第1号様式)(以下、「交付申請書」という。)に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

(変更交付申請)

第 7 条 本補助金の交付決定後の事情等により、交付決定の内容を変更しようとする者は、八王子市フードパントリー運営費補助金変更交付申請書（第 1-2 号様式）（以下、「変更交付申請書」という。）を速やかに提出するものとする。  
ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(交付決定および通知)

第 8 条 市長は第 6 条又は第 7 条の規定による申請があったときは、交付申請書または変更交付申請書及び関係書類の内容を審査し、適当と認める場合は、第 5 条に定める条件を付して八王子市フードパントリー運営費補助金交付決定通知書（第 2 号様式）または八王子市フードパントリー運営費補助金変更交付決定書（第 2-2 号様式）により補助金の交付を決定し、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に通知する。  
ただし、交付申請のあった事業について適当と認められない場合は、補助金の不交付を決定し、八王子市フードパントリー運営費補助金不交付決定通知書（第 2-3 号様式）により通知する。

(補助金の請求及び支払い)

第 9 条 補助事業者は第 8 条の規定により、決定した補助金の交付を請求しようとするときは請求書（第 3 号様式）を市長に提出しなければならない。  
2 市長は、交付決定額の範囲内において、概算払を行う。

(実績報告)

第 10 条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該交付決定に係る事業の実績について八王子市フードパントリー運営費補助金実績報告書（第 4 号様式）（以下、「実績報告書」という。）に関係書類を添えて、1 か月以内に市長に報告するものとする。

(補助金の額の確定)

第 11 条 市長は第 10 条に掲げる実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、八王子市フードパントリー運営費補助金確定通知書（第 5 号様式）（以下、「確定通知書」という）により補助事業者に通知する。

附則

(施行期日)

この要綱は決定の日から施行し、令和3年(2021年)4月1日から適用する。

(施行期日)

この要綱は、令和4年(2022年)4月1日から施行する。

(見直し)

この要綱は市の見直し方針に基づき、適宜見直しを行う。

別表(第4条関係)

対象経費		基準単価	補助率
区分	費目		
需用費	ガソリン代	移動距離1kmあたり15円 合計距離数に1km未満の端数が生じた場合は切捨て	1/2
	梱包費	なし	
役務費	保険料	なし	
使用料及び賃借料	時間貸駐車 場代	なし	

## 別記

### 補助条件（第5条関係）

#### 1 補助対象事業

本補助金以外の補助金又は助成金等の交付を受けている場合は重複する補助対象経費を除く。

#### 2 実施状況報告

ア 補助事業者は、市長から補助事業の遂行に関して報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。

イ 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

ウ 補助事業が完了したときは1か月以内に実績報告書を市長に提出すること。

#### 3 承認事項

補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、ア及びイに掲げる事項のうち、軽微なものについては、この限りではない。

ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき

ウ 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき

#### 4 是正措置

市長は、2による実施状況報告及び第10条による実績報告の審査の結果、この補助条件に適合しないと認めたときは、当該対象補助事業につき、これに適合させるための措置をとることがある。

#### 5 交付決定の取り消し

市長は補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。なおこの規定は、第11条により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

ア 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき

イ 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき

ウ その他補助金の交付決定の内容、これに付した条件又は法令の規定等に違反したとき

エ 全各号のほか、補助金等の交付の手續等に関する規則及び他の法令に違反したとき

#### 6 補助金の返還

ア 市長は、5の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象

事業の当該取消しに関わる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、別に定める期限内にその返還を補助事業者に命ずる。

- イ 補助事業者は第 11 条の規定により交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその金額を超える補助金が交付されているときは、その超過額を市長へ速やかに返還しなければならない。
- ウ 事業者は開設後 5 年未満に事業を廃止した場合は、12 の定めにかかわらず、市と協議を行い、市が示した額を返還すること。ただし、この返還額と 12 の納付額の合計額は補助金交付額を上回らないこととする。

#### 7 事業変更による届出

補助事業者は補助金の交付決定を受けた後に、事業の変更を生じた場合は、速やかにその旨を市長に届け出て、その指示を受けるものとする。

#### 8 他の補助金等の一時停止等

市長は補助事業者が補助金の返還を命じられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合においては、他の同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額を相殺するものとする。

#### 9 関係書類の保管

補助事業者は、この補助金の交付に係る帳簿、領収書その他資料については当該会計年度終了後 5 年間保管しなければならない。

#### 10 財産の管理義務

補助事業者は補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図らなければならない。

#### 11 財産処分の制限

- ア 補助事業者は補助事業により取得し、又は効用が増加した不動産及び従物並びに単価 50 万円以上の機械及び器具については「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成 20 年 7 月 11 日厚生労働省告示第 384 号)に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- イ 補助事業者は補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を補助金の交付目的及び条件に反して使用、譲渡、交換、貸付、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- ウ 事業者は賃借している建物について補助金の交付を受けた場合、補助事業により取得したもの又は効用の増加した部分につき、造作買取請求権その他の権利が生じたときは、その処理につき市長の承認を受けるものとする。

#### 12 財産処分に伴う収入の納付

市長の承認を受けて 11 に定める財産を処分することにより収入があった場合には、

その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

13 消費税仕入控除税額の取扱い

事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

14 監査

補助事業者は市長もしくはその委任を受けた者、又は監査委員の監査に応じること。

15 雑則

補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和35年5月16日規則第19号）に定めるところによるものとする。